

## 第1章 目的

このガイドラインは、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）が、大地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時に取りべき対応について、基本的行動指針を定めることを目的とする。

## 第2章 ガイドラインの性格

このガイドラインは、あくまで取るべき対応についての行動指針となるものなので、臨機応変の対応が必要とされる災害時対応では、必ずしもこのガイドラインによる硬直的な対応に陥ることがないように、その状況に応じた柔軟な対応を第一の指標とする。

## 第3章 派遣想定

地震・津波・風水害・火山噴火・雪害・火災等を想定しており、災害救助法が適用又は適用される可能性のある場合であって北海道内又は他都府県への派遣を想定する。

## 第4章 北海道内における災害支援について

### （個別初動対応）

- 第1条 会員は、まず何よりも自分と家族、職場においては職場の中での安全確保と安否確認を優先する。
- 2 本会の事務局長は、本会の事務所における被害状況を把握し、会長へ状況報告する。
  - 3 連絡方法については、一般電話回線が使用できない場合は、携帯電話又は電子メールを通信手段とする。

### （災害支援本部の立ち上げ）

- 第2条 会長、副会長、災害対策担当理事及び事務局長が互いに連絡を取り合い、災害支援本部（以下「支援本部」という。）の設置等について判断する。
- 2 速やかに会長、副会長、災害対策担当理事及び事務局長による会議を持ち、当座の対応についての基本方針と必要な具体的行動案（例えば被災地生活支援活動等）を決定する。
  - 3 支援本部は、事務局にその拠点を置く。ただし、使用することが出来ない場合は、本会会長が判断し、別の場所に置く。
  - 4 支援本部長は会長が、副本部長は副会長のうち1名が担当する。なお、副本部長となる本会副会長は、理事会で定められた順位から選任する。
  - 5 本会会長がやむを得ない状況により、支援本部の指揮を執り行うことが出来ない場合は本会副会長が代行として指揮を執る。

- 6 災害対策担当理事は、情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報を収集し、主務官庁（北海道総務部危機対策局危機対策課）や関連団体等との連絡調整を行い、合わせて支援本部を設置したこと及び被災者への支援を行っていく用意があることを伝える。
- 7 支援本部は、立案した基本方針と具体的行動案を全理事へ電話又は電子メール等で伝達し、必要に応じ行動のための指示を行う。

## 第5章 初期対応

### （災害状況等の情報収集）

第3条 支援本部は、本会が支援本部を設置したことを主務官庁（北海道総務部危機対策局危機対策課）並びに被災した市町村又は社会福祉協議会に報告し、また必要な災害対策について状況把握を行う。

- 2 災害対策委員会委員、並びに地区支部選出理事、地区支部長は、安否確認、災害対策のため、災害時、近隣市町村からの情報を収集し、必要に応じて支援本部へ報告をする。

### （被災者支援の基本方針）

第4条 支援本部長は、被災した市町村へまず協力することを連絡し、当該市町村から具体的支援要請を受けて動くということを基本方針とするが、支援の統率（指揮命令系統）に悪影響を与え、被災者へ迷惑を及ぼすことにつながる可能性がある場合は、支援要請がされる前の段階で判断する。ただし、支援本部が被災地の状況に応じて支援が必要であると判断する場所であれば、最大限の支援を行う。

- 2 災害時、災害ボランティアセンターを設置するなど災害支援の中核を担う社会福祉協議会との連携に関しては、被災した市町村同様、協力する旨の連絡を、北海道社会福祉協議会もしくは被災地市町村社会福祉協議会に対し行い、具体的支援要請を受けて動くこととする。
- 3 当該被災した市町村及び関係組織への通知、また本会への支援要請は、公文書として受発信する。ただし、災害の状態に応じて電話や口頭による連絡を暫定的に有効な通知と認める。
- 4 本会は、相談援助を業とする社会福祉士の職能団体であることから、被災した世帯への面接や相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡し、あるいは福祉相談員の派遣等を実施する。ただし、関係機関からの本会への具体的な支援要請に対しては、その都度柔軟に対応する。
- 5 本会が派遣した者は、本会の会員証をカードホルダーにより首から下げるなど、第三者から見て本会の会員であることを認識できるようにする。
- 6 会員が本会の活動として組織的な支援が必要とされる地域や機関を把握した場合、当該会員は、速やかに支援本部にその旨を報告することとし、連絡を受けた場合は、迅速にその対応について協議し決定する。

(日本社会福祉士会との連絡調整)

第6条 支援本部は、初期対応の内容を含め状況をすみやかに日本社会福祉士会に報告するとともに、必要に応じ人的派遣など必要な支援を要請する。

2 支援本部は、必要に応じ北海道社会福祉士会のホームページ等を通じて、義捐金及び支援金の募集等の対策を会員へ呼びかけるとともに日本社会福祉士会ホームページ等への掲載を依頼する。

(災害支援活動への協力要請と被災者支援)

第8条 支援本部が設置され、本会として被災者支援を実施することが必要となった場合、支援本部の指示に基づき、支援本部長は登録者名簿に登録されている者から当該時点で支援本部活動に協力できる者並びに災害支援活動に協力できる者を募集し、具体的協力を要請する。

2 支援本部は、災害支援活動に協力できる当該者について、必要に応じ、班編成等により災害支援活動を行う。

3 災害支援活動を行うにあたっての安全管理のため、登録者名簿に登録し、かつ被災地に派遣される会員は、原則本会の負担によりボランティア保険に加入する。

(会員への報告)

第9条 支援本部長は、本会が行う支援内容を本会ホームページや会報紙等を通じて、都度会員へ報告をする。

2 支援本部長は、本会が行った支援内容及びその実績について整理し、報告書を作成し、会員及び日本社会福祉士会等へ報告する。

## 第6章 災害復旧時以降の対応に向けて

(災害発生に備えた体制整備)

1 本会は、災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう平時から体制整備を行うものとする

- (1) 災害活動支援協力員の管理
- (2) 災害支援活動協力員登録者名簿の作成及び整備
- (3) 災害時の通信連絡手段の検討
- (4) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法の検討と確立
- (5) 自治体及び関係機関との連携強化に関する協定等の推進
- (6) 災害支援活動者等の養成
- (7) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

## 第7章 他都府県における災害支援について

(会員の派遣方法について)

第10条 他都府県で大規模災害が起きた場合は、事務局が必要な情報を収集する。

- 2 日本社会福祉士会又は都府県社会福祉士会（以下「他会」という。）より本会へ災害支援の派遣要請があった場合、あるいは本会として災害支援派遣が必要となる場合には、本会は理事会を招集し、当該支援の必要性を判断する。
- 3 前項の規定により当該支援が必要となった場合、支援本部長は登録者名簿に登録されている者に対して、当該時点で災害支援活動に協力できる者を募集し、具体的協力を要請する。
- 4 本会の会員が派遣要請に基づき他会において災害支援活動を行う場合には、旅費、活動費又はボランティア保険料を原則支弁する。

（他会との連絡調整）

第 11 条 他会に本会会員を災害支援活動協力員として派遣している場合には、必要に応じて当該他会との連絡調整を行い、当該会員と連絡を取りながら被災地の状況を把握する。

- 2 他会から北海道内の災害支援にかかる協力依頼があった場合には、当該他会と連携して対応する。

（その他）

第 12 条

他会における災害支援内容については、北海道内における災害支援内容に準拠しつつ、他会等の事情を勘案し、別途支援本部で決定する。

## 第 8 章 改廃について

（改廃について）

第 12 条 このガイドラインの内容を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2016 年 5 月 7 日から施行する。